

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年2月28日

長野市監査委員	増山幸一
同	轟光昌
同	松木茂盛
同	高野正晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成23年度 定期監査(前期・後期)(23監査第111号)分

指摘事項		平成24年度の措置状況(当初)	平成24年度措置状況 (当初措置後の状況)	担当課
1 重点項目 (1) 規則に則った補助金等交付事務を行うべきもの (報告書3ページ)	<p>団体への補助金について、長野市補助金等交付規則では、補助事業者は補助事業が完了したときは実績報告書を提出しなければならないとしており、また、市長は提出された実績報告書の審査を経て、補助金等の額を確定し通知するものとしている。</p> <p>しかしながら、実績報告書の提出がなされていない事例、実績報告書の提出が年度内に行われず遅延していた事例、補助金等の額を確定し、確定通知を補助団体等へ通知していない事例が散見された。また、補助金交付要綱等が規定されていないため、補助金の算出根拠が不明瞭なものが見受けられた。</p>	<p>スポーツ大会補助金交付事業において、補助金額の確定処理を行っていなかったことについては、補助金等申請団体(大会主催者)から大会終了後に提出される書類(実績報告書および収支決算書)が遅延していたことが原因であったため、平成24年度の補助金交付事務から、大会終了後、速やかに関係書類を提出させた上で当該金額の妥当性等をチェックし、確定処理(相手方へ確定通知)を行うことで改善を図った。</p>	<p>スポーツ大会補助金交付事業において、補助金額の確定処理を行っていなかったことについては、補助金等申請団体(大会主催者)から大会終了後に提出される書類(実績報告書および収支決算書)が遅延していたことが原因であったため、平成24年度の補助金交付事務から、大会終了後、速やかに関係書類を提出させた上で当該金額の妥当性等をチェックし、確定処理(相手方へ確定通知)を行うことで改善を図った。</p> <p>また、補助金交付要綱等の整備を行い、補助金の算出根拠を明確にした。</p>	体育課
2 収入事務 (3) 条例に則った収入事務を徹底すべきもの (報告書5ページ)	<p>ケ 市民プールの使用にあたり、信州新町中学校が夏期には授業により市民プールを使用していた。条例にもとづく減免申請を行われたい。</p>	<p>減免申請については、合併前からの使用であったことから減免手続きを行っていなかったが、平成24年度から「減免申請書」の提出を求め、事務処理を行うよう改善する。</p>	<p>減免申請については、合併前からの使用であったことから減免手続きを行っていなかったが、平成24年度から「減免申請書」の提出を求め、事務処理を行った。</p>	体育課 信州新町市民プール

指摘事項		平成24年度の措置状況(当初)	平成24年度措置状況 (当初措置後の状況)	担当課
3 支出事務 (9) 適正な様式にもとづく支出事務を行うべきもの (報告書9ページ)	イ 負担金の支出において、別事業の補助金交付要領にもとづく様式により作成された申請書、実績報告書を受領し、事務処理していた。 支出の目的、内容を明確にするためにも、適正な様式による支出事務を徹底されたい。	負担金の支出において、別事業の補助金交付要領に基づく様式を使用していたことについては、負担金として支出している事業(スポーツ大会共催等負担金・国際競技大会等負担金・冬季競技振興基金活用事業負担金・スポーツフェスティバル負担金・体育協会負担金・拠点づくり推進事業負担金)及び補助金を支出している事業(スポーツ団体活動補助・スパイラル体験学習会交通費補助)ごと、それぞれに交付要領が定められていなかったことが原因であった。 交付要領については、平成22年度の行政評価(二次評価)を受け、負担金事業の見直しをする必要があるため、平成24年度早急に策定するよう進めている。 なお、様式については、要領の見直しに先行し、事業ごとに様式を定め、平成24年度申請分から使用し、改善を図った。	負担金の支出において、別事業の補助金交付要領に基づく様式を使用していたことについては、負担金として支出している事業(スポーツ大会共催等負担金・国際競技大会等負担金・冬季競技振興基金活用事業負担金・スポーツフェスティバル負担金・体育協会負担金・拠点づくり推進事業負担金)及び補助金を支出している事業(スポーツ団体活動補助・スパイラル体験学習会交通費補助)ごと、それぞれに交付要領が定められていなかったことが原因であった。 負担金の支出における様式を事業ごとに定め、平成24年度申請分から使用し、改善を図った。	体育課
5 財産管理事務 (3) 公印の管理を適切に行うべきもの (報告書11ページ)	ア 公印の管理について教育委員会では、公印の備品登録の取扱いが統一されていない。公印の重要性を再認識し、公印管守に係る適切な事務取扱に努められたい。	教育委員会内で公印の備品登録の取扱いが統一されていないのは、公印の備品登録について周知されていないことが原因であった。 今後、公印については教育委員会総務課で備品として一括管理することで改善を図る。 平成24年度中に備品登録のある公印は所管替えを行い、未登録の公印は新たに総務課で備品登録を行う。	教育委員会内で公印の備品登録の取扱いが統一されていないのは、公印の備品登録について周知されていないことが原因であった。 このため、公印の備品登録について、市長部局と協議を進めていたが、このほど市長部局では、購入価格により備品と消耗品を厳格に分類し、公印を消耗品として管理することとした。これを受け、教育委員会でも同様に、公印を消耗品として管理することとした。 今後、公印の管守状況調査に併せ、備品登録がされている公印については、各所属において消耗品に振り替えるよう指導することで改善を図る。 なお、公印の管理は、今後も総務課における「公印台帳」で行う。	教育委員会総務課